

經濟論叢

第七十二卷 第五號

- マブリの研究 …………… 田 中 真 晴 (1)
- フィジオクラートと古典學派 …… 菱 山 泉 (15)
- 日本鐵鋼業における日鐵資本の地位
…………… 河 合 信 雄 (36)
- 「日本勸業銀行史」「同資料」 …… 堀 江 保 藏 (56)
-

[昭和二十八年十一月]

京都大學經濟學會

フィジオクラートと古典學派 (一)

—その思想的・理論的—研究—

*Civis erat qui libera posset verba animi proferre,
et vitam impendere vero. Juvenal, IV. Sat.*

菱 山 泉

序 言 問題の提起・その構成

デールからオンケンにいたる、フィジオクラート研究史を通じて、一貫してかわらない、一つの研究態度があつたように思われる。それは、意識したかどうかは別として、經濟學ないし社會科學の創設者として、且つまた、經濟思想の發展に深甚な影響をおよぼした古典學派とりわけアダム・スミスの業績に對する、何らかの意味での對抗的な態度であつたといえよう。いいかえれば——少し言いすぎのそしりを受けるかもしれないが——經濟學体系の創設についての國籍の問題という、いささか狭い視野にかぎられた見地がそれであつた。こう考えてこそ、始めて、次のオンケンの言葉の含みがはつきりと了解されるように思われる。「實際ケネーこそ、經濟學を嚴密なる科學的体系として始めて設定したという明白な功績を有するにも拘らず、彼の學說に關する研究は今日まで意外にも

なおざりにされてきたのである。……かかる原因を求めるとあたつて、チュルゴーの大臣在任二カ年間の施策でこの學説が被つた失敗にはなく、アダム・スミスの名著『諸國民の富の性質と原因とに關する研究』（一七七六）で、ケネーの學説にむけられた不利な批判のなかに求めるならば、恐らく過誤なしといえるであらう」と。

(1) E. Daire, *Physiocrates, première partie*, 1846; *Euvres économiques et philosophiques de F. Quesnay, publiées par A. Oncken* (以下「Euvres」と略稱す); A. Oncken, *Geschichte der Nationalökonomie, erste Auflage* 1902,

フイジオクラート研究史については、横山正彦、フランソワ・ケネー研究序説、*經濟學論集*、第一九卷第二号および拙稿、ケネー學説における政策的背景(一)、*經濟論叢*、第六九卷、第三・四号を参照されたい。

(2) *Euvres* pp. XI-XII 島津、菱山譯、ケネー全集(以下「全集」と略稱する)、第一卷五一六頁

フランスでの熱烈なる自由貿易論者で、バスターアの徒であつたデールはともかくとして、オンケン、歴史學派の學問的傳統に據つて新カント派的な装いをこらし、その著作をロツシャヤーに捧げたオンケンにおいては、そうした研究態度が、多かれ少かれ、その育まれた歴史學派に固有のヴィジョンに裏づけられていたことを誰しも否定することができないであらう。しかしながら、かかるオンケンの態度が、マルクスによる高い評價——彼はそれについてふれることができなかったが——を除いて、「今日まで意外にもなおざりにされてきた」學説をば、そのあるべき地位にまで高めたいという、強い願望のしからしめるところであつた、とも解することができよう。もとより、その研究の意圖がいずれにあつたとしても、彼の周到なる編纂にもとづいた研究成果——それはまたわれわれ自身も遺産として承継すべきものであるが——は、重要視されなければならないであらう。しかし、以上のようなデーリヤオンケンの研究態度そのものは、今日ではもう、その限界に達しているかに思われるのである。

それでは、一体、われわれは現在いかにしてフイジオクラートをとりあげようとするのか。いわば、現代におけ

るフイジオクラート研究の意義とはいかなるものか。それは次のように要約されよう。まず第一に、われわれは經濟學ないし社會科學をまなぶ者として、たえずその在り方ないし本質を考えておかねばならぬ。それには、そうした學問をばその生成のプロセスにまで遡及して検討するのが一のすじ道である。しかも、われわれは現代に生きる研究者として、たえず現代思想への對決をせまられてもいる。そこで、われわれが以上のように社會科學をば、生成の過程にまで遡及することによつて、その學的な在り方を探究することは、同時に、それと不可分の關係において現代思想の一こまにもふれることに他ならない。にもかかわらず、こうした態度は眼前のめまぐるしい世紀において、いかにも迂遠で、しかも實り少い方法であるかに思われるかもしれない。しかし、それはかえつて性急な現實主義よりも、はるかにすぐれているものとも思われる。われわれがすぎ來つた、そして身近にある體驗をとおして、やや逆説的にきこえるかもしれないが、このはげしい烈風をおもわせる世紀においてこそ、かえつてじっくりとこうした問題にとりくまねばならないのではあるまいか。《Talisman》という語にこめられた眞意は、そこにも、あるように思われる。こうした意圖ないし態度がとりもなおさずわれわれがフイジオクラートをとりあげようとする第一の理由、ないしそこに見出している意義である。次にわれわれがそれをとりあげるのは、經濟學ないし社會科學の体系化のうえで、フイジオクラートが先か古典學派が先かといつた問題を検討するためでもない。ここでは、そうした主題が問題にされるのではなくて、みぎに述べられた考慮の下に、それにいたる過去の遺産とそれにつづく展望をも含めて、フイジオクラートと古典學派との理論的・思想的交渉ないし連關の問題が再検討されるようとするのである。そのばあい、われわれは重商主義―重農主義―古典學派という圖式、重農主義を古典學派への發展的解消の過渡とみるふつう採用されている圖式をあえて固執しない。われわれの前にはなによりもケネーな

らびにその學派の人たちのほぼ完全なる原資料がある。したがつて、まずそれに徹底的に對決した上で、そうした學問的傳統に對するわれわれの立場を省みなければなるまい。こうした取扱いにおいて、われわれは後にみるように、フイジオクラートを發展、解消への過渡としてとらえずに、むしろ積極的な問題の提起者ないし發展、起點としてとらえるであらう。第三に、フイジオクラートに關する理論的研究の分野において、今日にいたるまでマルクスによる研究遺産が抜くべからざる古典的業績をなしていたことについては、誰しも異存のないところである。まことに、この分野における最近の一研究者——彼が純粹經濟學の立場に立つて注目に注意——のいつては、¹⁾「經濟表は當初においては、ケネーの追従者によつて熱狂的にうけいれられたが、それ以後、それは地におちて全く忘れさられてしまつた。マルクスの功績はまさしくそうした忘却の淵から經濟表をとりだしたことにある。……マルクスの（經濟表に對する）見解は、分配過程を説明するために今日までに企てられた、それ以外のいかなる試みよりもずつと眞理に近いものであつた。それなのに、非マルクス經濟學者は明らかに彼の分析をなおざりにし、無視した。そのうえで、ケネーの『經濟表』の十全なる解釋を與えようと考えられたが、それは結局、徒勞に歸したのである」。最近になつて、われわれはいま引用したばかりの著者、H・ウーグや、それにA・ピリモヴィチのような、この分野における新しい——そして本格的な檢討に値する——研究を見ることができた。さらには、R・シユオードによる『經濟表』の各版の蒐集をも手にしている。まことに、そうした新たな理論研究の展開は、それらとマルクスやオンケンの古典的業績との對決をも可能にした。そこで、われわれとしては、こうした新たな局面に對して、われわれ自身の立場を明確にしておく必要があると思われたのである。さらに、そのような理論研究の礎石ともいふべきフイジオクラートの價値論の研究については、すでにオンケンにはじまり久保田教授

にいたつて詳細なる分析的な研究がとげられたが、われわれとしては、以上の新たな局面にさいして、價值思想の歴史的な展望にもつづいた價值論⁶⁾、とくにその決定根據の規定に關して——原資料の徹底的な再檢討によつて——明確なる視点を定めなければならぬであらう。わけても、最近になつてスラッファによる完べきなるリカルド全集の公刊⁷⁾は、後述するようにリカルドこそがフイジオクラートの決定的な對決者の一人であつた——もとより彼自身の意識にはミス批判という形で投影されていたようにみえるが——ことを思えば、あらためて現代の展望というやや廣い視野から兩學派の理論的交渉ないし展開の問題を再檢討すべき必要にかり立てられるのである。

(1) オンケンが前掲のケネー著作案の公刊にあつて、その當時のドイツの學會についていつたことばは、現代のわれわれにとつてもなほ傾聴に値するものをもつてゐる。(Euvres pp. XXVI-XXXVII「全集」第一卷 二五—二六頁參照。

(2) 恒藤恭教授が最近發表せられたフイジオクラートの自然法思想に關する論文(法哲學史の観点から見たケネーの自然法思想「季刊法律學」第一五号、一—一六頁)において、自然法に關するフイジオクラートの見解が近代的自然法思想群の中で一つの特異な型を呈示していることを力説され、「法哲學史の観点からする近代的自然法理論の考察が、フイジオクラートの自然法理論を視野の外に逸する限り、それは近代的自然法理論の中の重要な成分の一つをなおさりにするものであるとの非難をまぬがれ得ないであらう。且つまたフイジオクラートの自然法理論の特色を究明した上で、それと他の十七八世紀の種々の自然法理論とを比較し、對照することは、後者の特色を理解するために役立つところが小さくないとも考えられる」(前掲論文、四頁)と述べられている。この短い言葉にこめられた深い含意は、われわれ、經濟學の生成をめぐる諸問題を研究するものにとつても、頂門の一針として心に銘じておかねばならぬであらう。

⑥ K. Marx, *Ökonomisch-Philosophische Manuskripte*, 1844 (『マルクス全集 XXVII, 經濟學補卷四』) Das Kapital, Bd 2, 1885 (『資本論文庫』向坂遊郎譯) Theorien über den Mehrwert, Bd 1, 1905 (『マルクス全集 VIII 向坂遊郎譯 資本論第一卷』) F. Engels, *Herrn Eugen Dührings Unwägung der Wissenschaft* 1878 (『マルクス全集 XII, 經濟學 XIV』)

- (4) H. Woog, *The Tableau Economique of François Quesnay*, Bern 1950, pp. 38-39.
- (5) A. Billmrovc, *Das allgemeine Schema des wirtschaftlichen Kreislaufs*, *Zeitschrift für Nationalökonomie*, Bd X, Wien 1944.
- (6) R. Staudan, *Les Représentations figurées des Physiocrates*, Paris 1947.
- (7) A. Oncken, op. cit., 久保田明光, 近世經濟學の生成過程, 昭一七, 同, 重農學派經濟學—フイジオクラシー, 昭二五。
- (8) 岸本誠二郎, 勞働價值論の研究, 昭二六, 第一章, 經濟學における價值論參照。
- (9) *The Works and Correspondence of David Ricardo*, edited by Piero Sraffa Vols I-IX, 1951.

以上にみられたのが、大凡、われわれが現在フイジオクラートを取扱おうとする態度であると共に、その研究に見出している意義の主要点でもあつた。そうした見地はさらに進んでわれわれの研究領域をも規定するのである。以下において、これから展開される論文の構成ならびにその主題についてあらましの構圖を示してみよう。

われわれの研究対象は以上からして三つの領域にわかれる。その第一は、フイジオクラートの社會哲學的思想、第二は經濟理論、第三は、こうした理論的、思想的側面から再吟味せられたフイジオクラート學說の成果による古典學派との関連、交渉の問題である。まず第一の研究領域において、われわれはその所有確思想を基軸ないし展開点として取扱うところに特色を見出している。その理由の一端は後述せられるのであるが、このばあい、われわれは同時代の諸思想を必要なるかぎり、對照させるとも、この分野におけるフイジオクラートに對するもつとも精彩ある對決者たるマブリーの批判を吟味するところによつて、フイジオクラートの特色を確定するであらう。ここでの主題は、その後の課題である古典學派との関連交渉を予想しながら、經濟理論の前提の把握に照明をあたえることにある。これについて第二に、フイジオクラートの理論的遺産が検討せられる。そのばあい、研究対象は價值論と再生産論(『經濟表』研究)とに分割される。ここでの主題は、彼らに固有の價值論のわれわれによる積極的規定と、いわゆる「原表」と「略表」の肉面的な連關のメカニズムを手がかりとした、『經濟表』に關するわれわれの試案的なる解釋とである。こうした取扱ひにおいて、それにいたりそれから發展する經濟思想の展開に考慮をほらうとともに、獨斷的な結果に

おもしろくないために、それに關する現在にいたるまでの、主要なる研究遺産に對する批判的吟味に眼をつけるであろう。なお、われわれはこゝした分野におけるフィジオクラートと同時代に屬する代表的な對決者ノオルボネやグラスフンといった一の批判成果の検討をも介して、その理論的意味を確認することを怠れないであろう。第三に、こゝいつたフィジオクラートに對する理論的、思想的の研究にてらして、古典學派との交渉、展開、ならびに位置づけの問題を検討しなければならぬ。それが、とりもなおさず、そこでのわれわれの主題である。かくて、われわれはいわゆる「アダム・スミス問題」についてのわれわれ自身の立場を省みておかねばならないし、それに又、理論の分野では、價值、再生産論に關して、それ以後の思想の發展と現代における展望にてらして、フィジオクラートの位置づけの問題を再検討しなければならぬ。ここでは、こゝした主題に關する最近の成果をも含めて批判的に吟味されるであろう。最後に、みぎのごとき主題によつた研究過程のいわば試金石として、チュルギーの經濟學史上地位が再吟味せられる。なぜなら、彼をもつてフィジオクラートから古典學派への過渡をなしたものとして捉えるのが學史上の通説だからである。それにまた、チュルギーの吟味と以上のごときわれわれの主題とは、その一方が地方に光をあたえろといつた、緊密なる關連をもつているように思われるからでもある。ともあれ、われわれとしては、經濟學上の『プラン』の立案以來、『省察』にいたるまでの彼の經濟思想の展開の足跡をあとづけることによつて、みぎの學史上の通説に對するわれわれ自身の立場を省みたい。そのことは同時にネイマルクやオンケンといつた従來の研究成果の批判的吟味に眼をつけることに他ならないであろう。以上に述べたものが、これからなされるべきわれわれの研究の構成ならびに主題についての概要であるが、そのあらましを試論的に次頁のごとく要約して示したい。

第一 フイジオクライトの社會哲學的思想

一、フイジオクライトにおける所有權思想の地位と十八世紀の所有權思想の概況

二、フイジオクライトの哲學の内容とその前提

三、フイジオクライトの政治哲學の内容とその前提

四、フイジオクライトの所有權思想の展開

五、フイジオクライトの思想的對決者マブリとフイジオクライト思想の特色(メルシエ・ド・ラ・リヴィエールの体系)

六、フイジオクライトの思想史的課題と經濟學との關係

第二 フイジオクライトの經濟理論(その一、價值論)

一、十八世紀價值思想の概況

二、フイジオクライトの價值論の地位とその前提

三、それについての從來の諸研究の批判的吟味

四、フイジオクライトにおける價值論の積極的な規定

五、主觀價值論者ルイ・グラスランの批判とフイジオクライト價值論の特色(附ル・トウローメの價值論)

第三 フイジオクライトの經濟理論(その二、再生産論)

一、再生産思想の先驅としての重商主義の遺産

二、ケノーの「經濟表」の實踐的課題とその前提

三、從來の諸研究の吟味

a、「略表」に關する古典的解釋 K・マルクスについて

b、「原表」に關する古典的解釋 A・オンケンについて

c、最近における理論的成果としての A・ヴィリモヴィチの解釋

d、「原表」「略表」の内面的なメカニズムとそれに関する H・ウーゲの解釋

四、「經濟表」の解釋の一試案

五、同時代人フォルボムによる「經濟表」批判の吟味とその理論的意義

第四 フイジオクライトと古典學派

一、問題の提起

二、思想的遺産としてのフイジオクライトと古典學派との交渉(いわゆる「アダム・スミス」問題について)

三、價值論におけるフイジオクライトと古典學派

四、再生産論におけるフイジオクライトと古典學派

五、フイジオクライトと古典學派の位置づけの問題(最近の成果ミークの批判的吟味を手がかりとして)

第五 チェルブー經濟學の學說史上の地位

第一 フイジオクラートの社會哲學的思想

一 フイジオクラートにおける所有權思想の地位と十八世紀の所有權思想の概況

(一) フイジオクラートにおける所有權思想の地位

われわれはまず最初に、フイジオクラートの社會哲學的思想の内容をしらべるにあつて、その所有權ないし財産權思想に、展開の基軸をもとめるであろう。こうした取扱いは、かならずしも單なる便宜から出たものではなくて、それにはわれわれとして、いくらかの理由をもっているのである。したがつて、これについて、あらかじめ注意をよび起しておくことは、あながち無駄なことではあるまい。まず第一に、所有權の問題は彼らの社會哲學に即するばあい、その基本原理をなしていたと共に、彼らにとつて、所有權の安固なることは、提出された經濟制度の根本的前提の一つとみなされてもいたのである。

すでにケナーは、その『經濟表の分析』において、『經濟表』社會の制度的な前提として、『農業の經營的富の所有に關する安全なる保證』(Cuvres p. 303, 全集Ⅱ, 二三四頁)をかかげ、さらに、その『一般準則』第四において、『所有權の安全なること、社會の經濟的秩序の本質的な基礎をなすからである』(Cuvres p. 331 (全集Ⅲ, 五頁)とを宣言した。しかも、この所有權なるものは、彼らにとつて、人爲的なものと考えられたのではなく、まさしく自然法上の決定根據をもつものと考えられていた。かくて、ケナーはその「自然權」«*droit naturel*»——それは本源的に「所有權」(メルシエのいわゆる「人格的所有權」«*propriété personnelle*»)にまで溯及せられるのだが——について、「理性の光によつて認められ、しかもこの明證によつてのみ如何なる拘束とも無關係に、義務的となるという意味において、それは法律上の權利、もしくは人間の法によつて命ぜられた權利とは異なるものである」(Cuvres p. 365 全集Ⅲ, 六三頁)と叫びたのである。われわれによつて後に詳しく検討されるように、メルシエ、所有權の構成を体系化しそれを社會的秩序«*ordre social*»の本質的な前提としてかかげたメルシエにおいても、

少くとも、この点に關するかぎり、ケネーによつてその論稿『自然權』の中で述べられた思想が一貫して展開されているのを見るのである。デュボンにいたつては、さらに進んで、そうした所有權を經濟學體系そのものの原理としてかかげ、そのJ・B・セーにあつた『書翰』において、「經濟學とは自然權の科學『science du droit nature』である。それは、あたかも自然權が諸文明社會に應用されるべきように、いわば自然權の應用科學である。經濟學はいままでずつとそのすべてのものを法の中に置いてきたのであるが、おそろく今後必ずつとそうであらう」(Lettre à J. B. Say, Œuvres diverses de Say, Collection Guillaumin, pp. 368-69) と述べたのである。こゝみてくると、フイジオクライトにかぎらず、一般にある學說の創設者とその追従者との間にみうけられるように、ケネー一派の人々も、——その体系的完成への要請という純理的なインタレストとそれに劣らず彼らをとりにまく實際的な諸勢からの拘束とによつて、——師ケネーの中にあつた萌芽的な要素をば精緻にし、強調したかきむきがある。ここでは、ケネーとその追従者との間に存する相違にまで立入る余裕がないが、しかし、こと、所有權思想のしめる体系的なる地位に關するかぎり、それが彼らの社會哲學ないし經濟思想の根本的原理の一つであつたといつても、おそろくいいすぎではあるまい。

(1) こうした見方は決してわれわれにのみ固有の獨斷ではない。それについての力点のおき方やそれからの展開の仕方はそれぞれ異なつてはいるが、それは、フイジオクライト研究家のいわば共同財産をなしているといえよう。したがつて、われわれはこれについての少なからざる事例をあげうるが、ここでは、ただ、その中の若干をあげるにとどめよう。オンケン は、前掲の著作(『Geschichte der Nationalökonomie』)において、フイジオクライトの自然權が一般に、「財産權」(«Recht auf Eigentum») から成立していることをとめ、「こうした財産權が自然法に由來する尊嚴をもつていふことにも言及している」(cf., op. cit., s. 351) みたし、オンケンにあつては「自然的秩序と質定的秩序の二元論」(«Dualismus von "ordre naturel" und "ordre positif"») に體系構成の基礎が求められているので、われわれが彼らの所有權思想の下に見出してゐるほどの重要性が認識されていないようである。この分野における必見の著作を残したシェイニースはフイジオクライトにおける「法哲學と經濟學との結びつき」について力説し、その媒介点に所有權思想を置つてゐる(cf., L. Cheinisse, Les idées politiques des Physiocrates, Paris, 1914, Ch. I La société naturelle et la société politique) といはわれわれにまで見逃しをない見解であらう。

つぎに、周知のように、すでにかかげられた、その初期の著作（『經濟學・哲學手稿』とくにその「第三手稿」）において、マルクスが近代社會ないし近代思想の本質へと遡及するにあたって、いわゆるフェティシズムを確定する手がかりとして、まさしく私有財産の問題にじかに對決したこと、を知っている。しかも、彼はそうした研究過程に據つた見地からして、軍商主義、重農主義、古典學派の位置づけの試みを提出しさえしている。この点は後にふたたび言及され、問題にされるところであるが、そのばあい、初期マルクスが古典學派—アダム・スミス—の中に見出して、た財産思想のプロトコールは、少くともロックの中に求めらるべきこと、さらに、その体系的なる全貌をばフィジオクラートとりわけメルシエの中に求めらるべきこと、進んでは、それらの共通の場として十七・八世紀のローマ法思想の復興にまで遡及しうること、などをさしあたり注意しなければならぬであらう。

とまれ、われわれがフィジオクラートの思想体系をばその所有權思想を基軸として展開するということは、單にそれが彼らの体系そのものに即してそうなされねばならないというだけではなく、以上のように、われわれによつて後に主題とされるべき學派の位置の確定という問題にとつても、また、社會科學そのものの母体たる近代社會の、そしてまた近代思想の本質への遡及に關しても、さらには、それと不可分の關係をもつた近代的なる經濟思想ないし經濟學の性格やその限界の把握に關しても、かくて最後に、經濟學と社會哲學的思想との媒介という問題について、きわめて重要な關連をもつてくるものといふことができるであらう。

さて、われわれはこうした考慮の下に、まずフィジオクラートそのものの所有權思想を省み、その性格をはつきりと見定めておかねばならない。そこで、われわれとしてはまず最初に、十八世紀における所有權思想の狀況についてのあらましの見取圖をえがき、そうした構圖の中でフィジオクラートの大づかみの地位に眼をつけよう。

(二) 十八世紀の所有權思想の概況

フィジオクラートの政治經濟思想の背景をなしていた十八世紀の所有權思想の狀況はどうであつたか。まずそこには大別して、二つの相對立した思潮がみうけられる。その一つは、ルイ十四世時代に完成された絶對王制の立場、

他は、グロチウスやプーフェンドルフなどをさきがけとして、十八世紀に至つていきおいをました近世自然法の立場が、それである。こういつた立場の相違は單なる思想の對立であるというよりは、むしろ實踐原理の對立であるといふことができるであらう。さて、そうした二つの極のあいだをローマ法的原理の復興の波がぬつてゐる。そして、この波の上に、イギリスではロックがフランスではフイジオクラートがあつた。

(1) ここでは立入ることができないが、こうした思潮以外に D・ヒュームによつてはじめて体系的に主張され、J・ハンサムによつて流布された功利主義の見地からした財産權論があつたことにもあらかじめ注目しておかねばならない。cf, P. M. Sweeney, *Socialism*, 1949. 野々村 雄譯『社會主義』二四四頁。なお、かような見取圖については、名著 A. Lichtenberger, *Le socialisme au XVIII^e siècle*, Paris 1895, を参照した。われわれの手にとどきえない、ここでの原資料の引用は主として、信頼のおけるリクタンベルジによつた。

絶對王制の立場を辯護し、これを力よく主張した人たちによれば、所有權の根據をば結局、封建法 《droit féodal》にもとづける。そこでは、諸侯がその領地の財産と家臣に對して保持してゐた封建的領主的權利が、そのままひろげられ、強化されて、國王の絶對的支配權にすりかえられたわけである。こういつた古い起源をもつた思想が十七世紀になつて、とりわけルイ十四世時代に、いちじるしく昂揚された。たとえば、ル・ヴェイエド・ブーティニ (Le Vayer de Boutigny) は、「王は王國の全域に對する直接的かつ最高の領主權をもつ」(「Traité de l'autorité des rois touchant l'administration de l'église」)と宣言してゐる。かかる原理はルイ十四世の法典や法令の中にもひと明確な形で定式化された(一六二九年の《Code Marillac》、一六九三の法令など)。ルーヴォア侯の「Testament politique」では君主の絶對權が力強く主張されているが、とりわけ興味深いのは、ル・テリエ師 (Le Tellier) がンルボンヌ大學の學位諮問のさいに「臣下のすべての財産は本來君主だけに所屬してゐるのであるから、たとい君主

がそれを取りあげても、ただ自分のものを占有するにすぎない」と述べたことである。こういつた論據が權威にまで高められることによつて、プロテハタントの財産の没收や、國庫の誅求に對してか、この遮壁をなしたことは容易に推定される。ともあれ、かような思想が十八世紀においてもなお無視しえない勢力をもつていたのである。

(1) われわれは、これによつて絶対王制の權力機構の本質が中世的起源をもつというのではない。かかる問題はまたそれだけで獨自の研究對象である。ただ、われわれは國王の絶対的支配權のアポロジとしてこうした論據が利用されたというまでである。しかしこういつた辯護論が絶対王制一般について空當するというのは誤りであらう。たとへばホッブズをみよう。とはいへ、少くともルイ十四世時代やそれにつづくフランス王制の苦難の時代には、そのような論據が大いに利用されたことは容易に推定せられるであらう。なおここでは立入る余裕がないが、かような論点を深く追求するには、それと中世における封建法や教會法との關連にまで遡及すべきであらう。そうした問題には、現代の普遍主義的カトリシズムを信奉する一派、Hauriou や Renard からの反駁（たとへば R. G. Renard, *Thomisme et droit social, à propos de l'idée du Droit social de M. Gurvitch*, Paris 1934 をみよう）があつたが、ギェルマンの著作“*L'Idée du Droit social, 1932*”や、それとキールマンの著作 Gierke, “*Les théories politiques de moyen-âge*,” *Trad. de Pange*, Paris 1914 などが参照せられるべきであらう。

第二の立場は多少とも絶対王制に反抗する思想家の群の中に脈うつ。それはこう要約される。原初において人間は土地財産の共同体の中に生活していた。しかし、彼らは社會狀態と個人的所有權とをつくり出すことによつて、自發的にその共同体からはなれていつた。かように個人的所有權は市民法によつて生れたのであるから、市民法にこそ所有權を規制し修正するための全權能が附與されるべきことは自明の理である。したがつて、法をつくる立法者は、人民であらうと君主であらうと、所有權を設定しその條件を變更することができる。つまり、所有權は、家長權を主軸にするといつた力の原理にもつづくものでもなく、また慣習の基礎をもつものでもなく、かつまた、

後にみるような自然的な起源をもつものでもなく、純粹に人爲的な契約の產物だとみるわけである。たとえば、こうした證據のいわばプロトコールを與えたプーフェンドルフはつぎのようについて、「この世の財産を所有する何らかの様式について、神は決して命じはしなかつた。……平和と社會の利益とが求めるところに従つて、それを秩序づけたのは他ならぬ人間たちである。自然法には、人々にお互いの分前をわりあてるためにあらゆる財産の普遍的な分配を命じるような格率は全くみられない。……財産の所有權の起源は直接に明示的ないし默示的な契約にある」(傍点は筆者、Puffendorf, "Le droit de la Nature et des gens")。こうした考えは十八世紀の思想界に著しい影響をもち、多くの人たちに一般に採用された。すなわち、モンテスキューからミラボーにいたるまで、人々はこの原理によつて、市民法は所有制度を意のままに規制することができ、その場合、ただ一般的利益のみを考慮すべきだと信じていた。もとより多くの人たちは所有制に手をふれないことが一般的利益にかなうものと言明していたのではあるが、ともあれ、かような思想は、それ自体かなりの振幅をもつており、しかもこうした思考様式の一つの實踐的態度が嚴密に照應するというわけでもないが、ここではさきの立場に對してひろく市民の立場を代表していたものといえよう。

(1) かかる證據がそれだけで直ちに反絶對王制の立場に結びつくともみるには問題があらう。それには、少くとも權力の成立根據とされる契約の内容、さらには特に立法權の性格ないし行使の問題が經濟的基礎にまで遡つて検討されなければなるまい。しかし、ここではただ所有權の證據について一般的な思考様式のみが問題にされているのである。

さて、以上のような二つの對極的な思潮に對して、フイジオクライトの所有權思想はいかなる地歩をしめていたのか。さきにわれわれはフイジオクライトをロツクと共にローマ法原理の復興の波に棹さしているものとみた。そ

こでいわれたローマ法原理とは、所有権の起源をば、労働ないし人格の自由にもとづけ、所有権とその諸結果をもつて、あらゆる社會に先行する原本的權利とみなすことをいうのである。つまり、そうした原理をうけいれた人たちによると、まえの第二の立場とちがつて、所有権は契約による人爲の所産ではなく、人間の主体的な活動とそれの自然に對する働きかけ(勞働)にもとづいた、自然法上の決定根據をもつたものとみなされるわけである。こういった原理によつた思想が、十七世紀の末葉以來、ロックによつて精力的に復興されたことは、ここであらためてくりかえすまでもあるまい。彼はその著『政府二論』：“Two Treatises of Government, 1690.”の第二論文(とくに第五章)においてこの主張をはつきりとうち出している。「自然の諸物は共有物として與えられているが、人間は、(自己の主人公であり、己の身体及びその行動と勞働を自分のものとする)ことによつて) なお、自分の中に勞働という私有財産の立派な基礎を有したのである。……かくて勞働が最初に所有権を生んだ。」(松浦嘉一譯二七一頁)「人類の中でも文明化された部分と見做され、所有権を決定するために成文法を設定し、それを増加させて來た人々の間でも、以前は共有物であつたものを私有するに至る、財産の起源に關しての、この本源的な、自然の理法は今日なお行われている。」(傍点は筆者、前掲書、二五七頁)。プーフエンドルフの著作に批判的な註釋を與えたバルベイラック(Bardeslyack)も、これと同じ原理に立つている。彼によれば、最初の占有者は合法的に諸物を獲得することができ、あらゆる契約とは無關係に、その所有権をもちうる。勞働によつて獲得された財の所有権は自然の權利であるとする。若干の留保を附してブルアマキ(Burlamaki)もまたこの流れの上に立つ。彼によると、勞働によつて獲得することがとりもなおさず所有権をうみ出す。こういつた仕方では獲得されたものを誰しも不正なしには奪われえない。かくて、所有権を正當化するためにこそ契約が必要となるのである。「さきにあげたプーフエンドルフのように所有権が契約によつて、く

られるのではなく、ここでは逆に所有權が契約を必要とする¹⁾とされていることに注意、筆者²⁾ともあれ、以上のような思想的な背景をになつて、十八世紀の中葉以來、それがフイジオクラートによつて、熱烈に支持され、力強く推進されたのである。

(1) 所有權思想についてのフイジオクラートとロツクの關係については、次のハスバッハの見解が參照にあたゐる。彼はアダム・スミスの『レクチュア』についてよせた論文の中でこう述べている。「スミスによれば、勤勞ないし資本の自由に對する干渉は『人間の最も神聖なる權利の明らかなる侵害』である。これは、まさしくフイジオクラートの言葉である。それからして、スミスが十八世紀ではフイジオクラートの弟子の中にかぞえられたという事情が了解される。しかし、彼が『人々にとつては自分の勞働が財産だ』この財産こそは他の一切の財産の基礎たるものであるから、これは最も神聖にして犯すべからざるものである』という場合、彼はわれわれにまさしくロツクをも想起させてくれる。だが、フイジオクラートがロツクからこの原理をかりてきたといふこともまたよく知られてゐることである」(W. Hasbach, Adam Smith's Lectures on Justice, Revenue and Arms, *Political Science Quarterly*, XII (1897), No. 4, pp. 689-690)と。それわれはさうした論点を、ハスマンの体系的な著書『Die allgemeine philosophischen der von François Quesnay und Adam Smith begründeten politischen Oekonomie』1890 年について、後に(フイジオクラートと古典學派との交渉をとり扱う場合に)もう一度問題にされるであらうが、ここでは、さしあたり、フイジオクラートとロツクが、スミスへの展望をも含めて、所有權思想に關するかぎり、同じ乘地に立つてゐることを指摘するにとどめる。なをもう一こと。この見取圖では私的³⁾所有權をば多かれ少かれ肯定した思想の論據のみが問題にされてゐるので、ルネサンス期のカムパネラやモリアに續くこの時代の社會主義思想の先驅者たるモレリやマブリなどの思潮を省略した。われわれはこれに關しては後にフイジオクラート思想のこの分野での對決者であつたマブリについて詳しく検討するであらう。

二 フイジオクラートの哲學の内容とその前提

十八世紀の所有權思想には、封建法をかたどつた絶対王制の立場と、多少なりともそれに反意を示し、近代自然法の洗禮をうけた思想家たちの立場とが兩極をなし、そうした支配的な流れの合間をローマ法復興の思潮が新生の活力をみなぎらせながらつらぬいていた。そして、フイジオクラートはこの點に關して、まさしく最後の流れに根ざしていることを指摘した。そこで、さらに立入つてフイジオクラートの所有權思想そのものをしらべてみなければならぬ。しかし、それにはまず、彼らの哲學ないし政治哲學を奥深くいるどつている方法論的前提の主なものを見定めておかねばならないであらう。これこそが、ここしばらくのあいだ(二)、三)われわれの當面の課題である。さて、こうした取扱ひ方は、或いはいかにも迂遠で、しかもよこ道にされていると思われるかもしれない。しかしながらわれわれは丁度、棋士がたえず終局を見とおしてこまを打つように、後の主題との關連をたえず考慮しながら問題を進めよう。なによりもまず、フイジオクラートの經濟學體系を根底から理解し、かつまた、從來の研究遺産を批判的に吟味し、それに對するわれわれの立場を省みるためには、こうした部分を見無視し、なおざりにすることは不可能だと思われたわけである。以下においては、そのような考慮の下に、まず第一に、われわれが獨斷的な推論におちいつたり、余計な細道にはいらぬようにするために、これに關する從來の研究の主たるものを批判的に検討し、そこから、われわれによつて究められるべき問題を引き出すであらう。そうした上で、この問題を展開しつづわれわれの見方を確定したい。

(一) 從來の研究遺産の批判的吟味と問題の所在。

われわれがここでも碩學オンケンに展開の端緒を見出すことについては、誰しも異議のないところであらう。けだし、彼こそは、この分野における最も信頼にあたいする資料的研究を上げ、かつまた、それに據つた見地をもつて以後の研究に少なからざる影響をおよぼした人だからである。さて、オンケンに限らず、フイジオクラートをば少くとも体系的にとりあつかおうとした人たちは、その哲學思想をとりあげるにあつても、たんにそれを體系の他の部分から切りはなして、そのみに固有なる獨立的な結論を引出そうとはしなかつた。少くとも、彼らは次のような問題意識ないし視點からそれを考察したように思われる。まず第一に、フイジオクラート學說とりわけ經濟學體系の底にある基礎的觀念をその原理にまで遡つて把握しようという視點。かくて、そ

うした視点から導き出された結果は、完結したフイジオクラート体系を統一的に説明するものでなければならぬし、また、經濟思想史におけるフイジオクラートのしめるいわば特殊性の把握、いかえれば位置づけの問題に照明をあたえるものでなければならぬ。第二に、フイジオクラート思想の生成にあつて、一コノ体系としての完成を媒介した決定的な思想的原理は何であつたかという視点。かくて、そうした原理は、ケネーの讃辭を述べた人々によつて示唆されオンケンによつて再び提出された、ケネー自体の思想の發生過程を最も齊合的に説明するものでなければならぬ。

(1) かような視点から把握された結果が、ただそれのみで、フイジオクラート學說の特殊性を規定するとはいわれえないである。しかし、それはそうした規定に手がかりをあたえうと思われる。もとより、われわれの中心的な問題は經濟學体系の特殊性の把握とその位置づけに關してである。ただ生成のプロセスにあつた經濟學体系において、それと不可分の關係にあり、且つそれと緊密なる論理的一貫性を保持していたかみえる哲學的原理を無視してしまふわけにはいがないといふまでである。かような考えからすれば、次のオンケンの言葉は、この点に關して、十分參照に値するものといえよう。「この著作(オンケンの編纂になる *Œuvres* を指す、筆者)において、われわれが以下の哲學的文獻を最後に収録したのは、そうした文獻の假値がこの著作の目的にとつて二義的なものにすぎないからである。しかし、だからといつて、そうした文獻が省略されてはならない。けだし、それらの文獻はケネーの体系の生成にとつても、また彼自身の思想の展開にとつても、同じように重要な意味をもっているからである。」(*Œuvres* p. 721 note)

(2) 『ミッポリーの用辭』(*Œuvres* p. 9 全集一三九頁)『アルボンの讚辭』(*Œuvres* p. 53 全集一〇八頁)をみよ。オンケンはこれを次のように定式化している。「傳記的な諸文獻によると、……ケネーの精神が主題の論理的なつながりに従つて、まず最初に純粹にフイジークな生活に、ついでモラルの生活にはたつきかけ、最後に、そうした二つの点を一般的な社會生活に對して結合するに至つたプロセスが示される」(*Œuvres* p. 721 note)。さて、このようなケネーの思想の發生過程において、われわれにとつて問題となるのは、最後の一般的な社會生活への彼の思想の推轉を決定的に媒介した原理は何かといふことである。

こういつた視点の下にいままで發表されてきた主要なる研究遺産のなかで、オンケン自身は、それに對する一コの解釋の型を示

すことにも、他方においてわれわれにとつてすでに共同財産となつてゐる一つの前提的な見地を殘したものと見えよう。さて、オンケンが提出した解釋というのは、つぎるところ、ケネーがその職業とした醫學からわり出した、人体についての「健康なしい完全なる状態」『gesunden oder vollkommenen Zustand』と「病氣なしい不完全なる状態」『kranken oder unvollkommenen Zustand』とを對照概念を以て、アナロギーによつて政治体ないし社會にも適用したという、オンケン自身の推定に依存してゐる。そして、こうした人体と政治体とのアナロギーなる假定が、ケネーの思想の發生過程（本稿三二頁註②をみよ）を説明する決定的な手がかりをあたえるものと看なされたようである。しかも、かようなアナロギーによつて社會に適用された醫學上の概念が、フロン風のイデアの觀念と、自然法學說の所産たる「自然的秩序」の概念と合体するところだ、その經濟學体系把握の説明原動力をも求めたわけであつた。そして、こうした視點によつて、『經濟表』と『準則』との關係を、さらには、それらと『質問』といわば三位一体的構成をば統一的に説明しようとしたのであつた。

(1) 周知のように、アマム・スミスはまた、人体と政治体とのアナロギーを介して、ケネーの思想の特殊性をば彼なりにつかんでゐる。cf. A. Smith, *The Wealth of Nations* (Modern Library) p. 638 大内譯『國富論』四五四—四五五頁。

(2) cf. A. Oncken, op. cit., ss. 342-44 (b. Methode) とうち、ss. 343-44 のスラムラン。『經濟表』『準則』『質問』の關係については、ss. 386-93 (§ 3. Das Tableau économique und seine Erklärung. a. Allgemeines) をみよ。この彼の一般的な見地は次の言葉に要約されてゐる。「したがつて、『質問』『經濟表』ならびに『準則』は緊密なる關連を保持してゐる。それは相互に制約しあり、統一的なる全体、三つの構成部分をなしてあり、他の二つの部分を考慮しないかぎり、そのうちのただの一つについても何ら理解されえないといつた構成を形づくつてゐる。しかし、その結果として、『經濟表』が事實において全体系の中軸であるということが明らかになる」(op. cit., s. 393)。

そこで、われわれとしてそうしたオンケンの解釋でさしあたり注意しななければならないのは、彼の方法的假設の底にある推定が、つぎるところ、傳記的文獻からの示唆によつたものに他ならず、この點に關するかぎり、フィジオクライト自身の明瞭なる資料の根據を欠くこと、また、それはあくまで体系把握に對する一つの擬制ないし、假設として止まること、したがつて、原資料によつて跡づけられるといつた、一コの決定的な原理としては承認しえないこと、などである。たとい、われわれがオンケン

の提出した人体と社會とのアナロジー——その上に彼の解釋がたてられている——を容認するとしても、われわれにとつてはむしろ、そうしたアナロジーを可能にし推し進めた、決定根據としての原理こそが問題になつてくるのである。だから、原則としてわれわれは、それをば一つの解釋の型を示したものととして頭に止めておいて、それ以上に深くそれに立入る必要をみとめないであらう。それにまた、オンケン以後の研究史のプロセスからみても、われわれが注意をむけなければならぬのは、むしろ彼が残してくれた、いまだではわれわれの共同財産となつて一つの見地である。それは簡単にこう要約されえよう。フイジオクラーの哲學思想が一般的にみて、デカルト派の合理論とイギリス流の經驗論との影響の娘であるということである。とはいへ、かかる見地をうけられるとしても、そうした二つの思想がフイジオクラーにおいていかにして統一されたのか、そして、そのような統一にみちびいた原理は一体何であつたか、ということが直ちに問題になる。オンケン自身はケネーの形而上學ないし認識論に關して、一般的にはそれをマールブレンシユとロツタとの中間として位置づけたと解せられる。だが、この「中間の立場」(Mittelstellung)という規定はさぶる曖昧な規定である。オンケンはそれ以上に追求はしなかつたが、見ようによつてはそうした規定は遁辭とどれる。というよりはむしろ、彼としては先にあげた体系把握についての一つの解釋の型をすでに示していたので、ここでもうそれ以上に追求する必要がないと思つたのかも知れない。しかしながら、われわれによつてさきにかかげられた視点にとつては、かえつてそこにこそ、アナロジーに據つた單なる擬制ないし假設ではなくして、フイジオクラーの原資料によつて確證され、決定的な根據に裏づけられるべき原理が発見されるようにも思われる。ともあれ、オンケン以後は、まさしくフイジオクラーの体系化を媒介した思想ないしそうした体系の説明原理の確認という、明白なる問題意識からして、以上のようなオンケンの遺産に注意が集中されたわけである。そして、こうした研究の成果は大体において、相對立する二つの型にわけられえよう。その一は、フイジオクラーとりわけケネーの哲學的根據をば經驗論の側に引きつけて——そのあるものは實踐的意味の強調にまで進んで——解釋する型、他は、それをデカルト派の素地に立つた合理論の側に引きつけて解釋する型が、それである。そこで、われわれとしては、以上の二種の型のうち、典型としてとりあげるに値する、最もオリジナルな見地を表明した代表者を見出し、既述のように問題意識によつて、そうした人たちの主張をあとづけながら、そこに残された問題の所在をつきとめよう。かような試みにおいて、われわれは前者の代表者としてフランスのアリス教授を、後者の代表者としてわが國における久保田教授の所説をとりあげたい。けだし、兩教授の見解が以上のような意味での代表者としていちばん相願しいように思われるからである。(未完)

(1) われわれがオンケンの見地をこう規定した根據は、前掲書(『Geschichte der Nationalökonomie』)における次のような彼自身の言葉である。「ケネーは形而上學の見地において、とりわけマルブランシュに従っているが、しかし、神の中にあゆる事象をみるという説(『Vision en Dieu』のこと、筆者)を拒否しているという点では、マルブランシュとは異なっている。とはいへ、彼はまたロツタにも反対している」(loc. cit., p. 345)。「一般的にいってケネーは認識論において、マルブランシュとロツタの中間の立場をとっている。マルブランシュは神の中にすべての事象をみるという理論において、人間の觀念の起源が外界に求めらるべきことを見落している。他方ロツタは、知覺の受容にあつて、人間が單に受動的にふるまうだけではなく、また、それと同時に積極的な態度もとり、自己目的に應じて觀念を形成するということを考えなかつた」(loc. cit., ss. 397-98)。²⁾ 以上のようなオンケン自身の規定の資料的根據は、ケネーの『動物經濟論』第二版(一七四八)の第三巻における「ロツタとマルブランシュ批判の箇所」(cf. Baynes, pp. 754-46, note)である。

(2) こうした類型のみをみれば、あるいはそこに無概念さを感じるかもしれない。とかく、類型化というのは無味乾燥をとまないやすい。しかし、われわれにとつて重要なのは、そうした類型それ自体ではないのであつて、この相對立した型に屬する研究が既述のような問題意識にとつてどういふ成果をもたらしたか、という一点である。

(3) アリス教授をもつて代表させたについては、あるいは奇異の念をいだく人があるかもしれない。なるほど教授はフィジョクラーットの専門家ではない。そういう点ではフランスではむしろワールレーヌやデュボワなどをあげる方が適當であるように思われるであらう。しかし、最近までフランス經濟學會のリーダーの一人でもあり、日つ學說史にも興味をもち、フランス經濟學についての思想更なし學說史の分野でオリツナルな遺産を少なからず残してくれたアリス教授は、ここで問題にされている点について最も徹底した、そしてまた、首尾一貫した主張をもつているので、ここでの検討にとつては却つて明瞭な光を投ずると思われたからである。それにまた、ここでとりあげる兩教授以外の人たちの主張は多かれ少かれ兩者の見地のいづれかに關係してくるように思われたからでもある。しかし、われわれとしては、それ以外の人たちの研究成果をもその都度參照する勞を惜しまないであらう。

(注意) 印刷上の都合によつて字格に大小をつけたが、それは別に主題の重要度に照應するものではない。筆者)